

福生市サイバーセキュリティに関する協定書

福生市（以下「甲」という。）と福生市商工会（以下「乙」という。）と警視庁福生警察署（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が協力して、福生市民及び福生市内に所在する中小企業事業者（以下「福生市内中小企業事業者等」という。）におけるサイバーセキュリティ意識の向上及びサイバー犯罪（攻撃を含む。）による被害の防止を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) サイバーセキュリティ サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。

(2) サイバー犯罪 高度情報通信ネットワークを利用した犯罪や、コンピュータ若しくは電磁的記録を対象とした犯罪等の情報技術を利用した犯罪をいう。

（取組事項）

第3条 甲、乙及び丙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について取り組むものとする。

- (1) サイバーセキュリティに関する広報啓発活動
- (2) サイバーセキュリティセミナー（以下「セミナー」という。）の開催
- (3) サイバー犯罪被害認知時の情報発信活動
- (4) 前3号のほか、サイバーセキュリティに関する必要な対応
（サイバーセキュリティに関する広報啓発活動）

第4条 甲、乙及び丙は、福生市内中小企業事業者等のサイバーセキュリティに関する意識の向上を図るため、次に掲げる事項について取り組むものとする。

- (1) サイバーセキュリティに関するリーフレットの配布及びポスター等の掲示
- (2) 各種イベントや各種広報媒体を活用した効果的な広報啓発活動の実施
（セミナーの開催）

第5条 甲、乙及び丙は、福生市内中小企業事業者等に対するセミナーを協力して行うこととし、次に掲げる事項について取り組むものとする。

- (1) セミナーの開催に当たっての施設の提供
- (2) 専門的知識を有する講師の選定及び派遣
- (3) ホームページ等を利用したセミナー参加者の募集
（サイバー犯罪被害認知時の情報発信活動）

第6条 甲、乙及び丙は、福生市内中小企業事業者等が被害者となるサイバー犯罪被害を認知したときは、相互に情報共有し、他の福生市内中小企業事業者等に注意喚起のための情報発信を行うなど、被害の拡大防止を図るものとする。

2 丙は、サイバー犯罪被害に係る各種情報を入手した際は、速やかに甲、乙に情報提供を行い、同種被害の未然防止に努めるものとする。

（T c y s s の活用）

第7条 甲、乙及び丙は、警視庁、東京都商工会連合会が参画する東京中小企業サイバーセキュリティ支援ネットワーク（T c y s s）を積極的に活用する。

（事務局の設置）

第8条 この協定の事務局を、丙に置く。

2 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡担当部署をあらかじめ定めておくものとする。

（連絡会の開催）

第9条 事務局は、定期的に連絡会を開催し、情報の共有を図るものとする。ただし、甲、乙及び丙のいずれかが開催を必要としたときは、その都度開催するものとする。

（個人情報等）

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づき知り得た情報を発信する際は、個人及び事業者を特定できないよう万全の対策を講じるものとする。

（協議）

第11条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲、乙及び丙のいずれからも協定の解除又は変更の申出がないときは、協定は更に1年間延長されるものとし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、甲と乙と丙とは、本書を3通作成し、それぞれ署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年2月22日

甲 福生市長

加藤 育 男



乙 福生市商工会長

山下 真 一



丙 警視庁福生警察署長

三 枝

